

# 7月7日（日）は東京都知事選挙の投票日



## 投票できる方

平成18年（2006年）7月8日以前に生まれ、今年の3月19日以前から住民基本台帳に登録されていて、引き続き青梅市に住んでいる方（選挙人名簿に登録されている方）です。

## 市内転居のときは元の住所地の投票所で

今年の5月31日を過ぎて市内で住所を移した方は、元の住所地の投票所で投票することになりますのでご注意ください。

## 市内転入した方は

3月20日以降に都内の市区町村から青梅市に転入した方で、前の住居地の選挙人名簿に登録されている方は前住所地で投票ができます。この場合、投票は7月7日の投票日に前住所地で投票していただくか、前住所地の選挙管理委員会で期日前投票していただくか、または青梅市の選挙管理委員会で不在者投票をしていただくこととなります。いずれの場合も青梅市長が発行する「住民票の写し」（選挙用は無料）の提示、または選挙管理委員会による確認が必要となります。

「住民票の写し」を持参すると確認に要する時間を省略できます。

## 選挙公報の配布

7月5日（金）までに各家庭にお届けします。6月21日（金）以降、市ホームページでも掲載します。また、6月26日（水）以降、選挙公報補完箱の設置を市内各所に行いますのでご利用ください。

## 選挙当日は指定の投票所で投票を

あなたが投票する投票所は入場整理券に記載されていますので、ご確認のうえお出かけください。また、市ホームページでは投票区の範囲、投票所の場所を掲載していますので詳しくはそちらをご確認ください。

## 入場整理券は忘れずに

投票日には、入場整理券に記載されている投票所へお持ちください。万一、入場整理券を紛失したり、破いてしまった場合でも投票はできますので、投票所で申し出てください。

## 目が不自由な方や字が書けない方は

投票所では、目が不自由な方への点字での投票や病気等で自身で字を書くことが困難な方への代筆等の対応を行っています。必要な方は投票所で、申し出てください。

## 当日投票できない方は期日前・不在者投票を

### ★期日前・不在者投票ができる方

- ①投票日に仕事がある方
- ②投票日にレジャーや買い物等で自分の選挙区外に出かけられる方
- ③病気やケガ、出産等のため投票日に投票所へ行けない方
- ※指定された病院等に入院している場合は、病院長等に申し出て、病院内で投票する制度があります。
- ④天災や悪天候のため、投票所へ行くことが困難な方

これらの理由で期日前・不在者投票する方は、入場整理券裏面の期日前投票請求書（宣誓書）に必要事項を記入し、入場整理券（未着の場合は不要）を期日前投票所へお持ちください。

7月6日（土）は期日前投票所が大変混み合います。利用する際は、時間に余裕を持った利用をお願いします。

### 青梅市役所期日前投票所

**日時** 6月21日（金）～7月6日（土） 午前8時30分～午後8時  
**場所** 市役所2階201・202会議室  
**駐車場** 市役所駐車場をご利用ください。  
 ※月～金曜日の午前8時30分～午後5時30分は入場から1時間までは無料です。月～金曜日の午後5時30分以降は割引処理が必要となるため、駐車券を投票所受付へお持ちください。

### 河辺駅前期日前投票所

**日時** 7月2日（火）～6日（土） 午前9時～午後8時  
**場所** 中央図書館多目的室（河辺タウンビルB・2階）  
**駐車場** イオンスタイル河辺駐車場をご利用ください。  
 ※駐車場を利用される場合は、割引券（1時間無料）をお渡ししますので、投票所受付へ申し出てください。

## 体が不自由な方へ 郵便等投票・代理記載制度

郵便等投票は重度の障がい等がある方が郵便等で投票できる制度です。対象となる方は下表、市のホームページで詳細を掲載していますのでご確認ください。

また、郵便等で投票するには「郵便等投票証明書」が必要となります。こちらは交付まで時間がかかるため、新規に発行を希望する方はお早めに申し込みください。

### 代理記載投票ができる方

| 障がい等の区分 | 障がい等の部位・程度 |           |
|---------|------------|-----------|
| 身体障害者手帳 | 上肢、視覚      | 部位の等級が1級  |
| 戦傷病者手帳  |            | 特別項症～第2項症 |

### 郵便投票等ができる方

| 障がい等の区分    | 障がい等の部位・程度               |             |
|------------|--------------------------|-------------|
| 身体障害者手帳    | 両下肢、体幹、移動機能              | 部位の等級が1級か2級 |
|            | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸    | 部位の等級が1級か3級 |
|            | 免疫機能、肝臓                  | 部位の等級が1級～3級 |
| 戦傷病者手帳     | 両下肢、体幹                   | 特別項症～第2項症   |
|            | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓 | 特別項症～第3項症   |
| 介護保険の被保険者証 | 要介護状態区分                  | 要介護5        |

## 選挙人名簿登録地以外に滞在している方の不在者投票

仕事や旅行で選挙人名簿登録地以外に滞在する方は、滞在している市区町村の選挙管理委員会で不在者投票が行えます。

### ★不在者投票の手続き

①「不在者投票請求書兼宣誓書」の記載および送付  
 市ホームページから「不在者投票請求書兼宣誓書」をダウンロードし、必要事項を記載したものをメール [sec8010@city.ome.lg.jp](mailto:sec8010@city.ome.lg.jp) もしくは郵送にて青梅市選挙管理委員会に送付してください。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを利用して不在者投票請求を行うと、スマートフォンやパソコンで申請が行えます。

②滞在する市区町村の選挙管理委員会での不在者投票  
 青梅市選挙管理委員会が送付した投票用紙等を、投票日の前日までに滞在する選挙管理委員会へ持参し、不在者投票を行ってください。記載済みの投票用紙等は滞在する市区町村の選挙管理委員会から青梅市選挙管理委員会へ送付されます。

※不在者投票が行える期間は告示日の翌日から選挙期日（投票日）の前日までです。滞在する市区町村の選挙管理委員会から青梅市選挙管理委員会へ送付する日数がかかるため、お早めに投票を行ってください。



## 開票

開票は午後9時から住友金属鉦山アリーナ青梅（総合体育館）で行います。  
 青梅市の投・開票状況は市のホームページ（2次元コード参照）で速報！  
**投票速報** 午前8時～午後8時の1時間ごと **開票速報** 午後9時30分～30分ごとに確定まで

